

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

関係事業主 殿

令和 7 年 9 月 1 日
〔登録番号:95 号 有効期間:令和 11 年 3 月 30 日〕
長野労働局長登録教習機関 (一社) 長野県労働基準協会連合会
(一社) 松本労働基準協会
各労働基準協会

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

開催のご案内

事業者は、特定化学物質（労働安全衛生法施行令別表第三に掲げるもの。）を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く）及び四アルキル鉛等業務（同施行令別表第五に掲げるもの。四アルキル鉛を用いて研究を行う業務を除く。）に係わる作業については、標記の技能講習を修了した者のうちから「特定化学物質作業主任者」又は「四アルキル鉛等作業主任者」を選任し、その者に、作業方法の決定や作業者の指揮等の職務を行わせなければならないこととされています。（労働安全衛生法第 14 条）また、「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから労働安全衛生法施行令、特化則の改正により「特定化学物質作業主任者」の選任が必要な業務に加えられました。（追加業務に係る選任義務：令和 4 年 4 月 1 日～）

長野労働局長登録教習機関であります当連合会では、標記の講習を下記により開催いたしますので、関係者が是非この機会に資格を取得されますようご案内申し上げます。

記

1. 講習の日時・会場・締切日・定員 ※初日は 9 時 25 分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和 7 年 11 月 13 日(木)・14 日(金)	1 日目は 9 時 10 分から、 2 日目は 8 時 40 分から受付をいたします。
会場	松本安全衛生センター	松本市神林 7 1 0 7 - 5 5
締切日	令和 7 年 10 月 31 日(金)	定員 70 名 締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます

2. 申込方法

- (1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申し込み下さい。（所在地は申込書の裏面に記載してあります。）
(2) 提出書類 (下記の 2 点を申込時に必ず提出して下さい)

① 受講申込書	受講料及びテキスト代を添えてお願いします。 (労働基準協会会員事業場のテキスト代は不要です。)
② 写真 1 枚 (申込書貼付) 縦 3 cm、横 2.5 cm 裏面に氏名明記 修了証に使用します	正面、脱帽、 <u>上三分身(胸から上)</u> (顔がサイズ画面いっぱいのも又は、はみ出したものは受付いたしません。)、背景無地、鮮明で傷のないもの、デジタルカメラで写した場合は専用の印画紙を使用した写真に限りです。

3. 受講料 (消費税含む)

1 名 15,400 円 [内訳：本体 14,000 円 消費税 (10%) 1,400 円]

4. テキスト代 (消費税含む) (労働基準協会会員事業場は不要) 「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキスト」※テキスト代は改定される場合があります。

1 冊 1,980 円 [内訳：本体 1,800 円 消費税 (10%) 180 円]

※受講料及びテキスト代は申込先の労働基準協会へお支払い（またはお振込み）ください。

5. 修了証

所定の時間を受講した方に対して試験を行い、合格者には 2 日目の修了式で修了証を交付します。

なお、11 月 4 日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。
(郵送代 460 円ご負担下さい。)

6. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具（鉛筆、消しゴム）を携行して下さい。
- (2) 申し込み受付後の取消しは 11 月 6 日までとし、その後の取消し及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。(労働基準協会会員事業場の方は、テキストのお渡しと、受講料の返還をいたしません。)
- (3) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

7. 講習科目・時間・講師

月日	講 習 科 目	時 間	講 師
第一日目	オリエンテーション	9:25～	
	関係法令	9:30～12:00	(一社)長野県労働基準協会連合会 松本測定所所長 労働衛生コンサルタント 大嶋 俊彦
	特定化学物質および四アルキル鉛等による障害とその予防措置に関する知識	13:00～17:00	村山内科医院 医師 沖野 知範 氏
第二日目	作業環境の改善方法および労働衛生保護具に関する知識	9:00～12:00 12:45～15:45	さくら環境安全コンサルタント 労働安全・衛生コンサルタント 桜井 優 氏
	修了試験	15:45～16:45	
	修了式	16:45～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更となることもあります。

8. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始 1ヶ月前迄に提出することが必要となります。(但し、建設労働者技能実習コースは訓練実施計画届の提出が不要です。)

詳細につきましては

長野労働局職業安定部訓練課 (TEL 026-226-0862) までお問い合わせください。(助成金に限る)

助成金受給申請時に必要な受講証明(申請書)につきましては、当日会場に持参いただくか、受講終了後お送りください。なお、郵送の場合は、110 円分の切手貼付の返信用封筒を同封してください。(注：必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい)

9. そ の 他

- (1) 労働安全衛生規則等の一部改正に伴い技能講習修了証の氏名欄(25 文字以内)に旧姓及び通称を併記することが可能です。併記を希望する受講者は申込書の裏面をご確認ください。
- (2) 昼食は幹旋しませんので、各自ご持参 下さい。

注) 特別有機溶剤の扱いについて

クロロホルムほか 9 物質 (【注】参照) については、平成 26 年 1 月 1 日から適用される規則が特定化学物質障害予防規則に変更されていますが、作業主任者を選任する場合には**有機溶剤作業主任者技能講習修了者のうちから特定化学物質作業主任者を選任**しなければなりませんのでご注意下さい。

なお、平成 25 年に施行された改正特定化学物質障害予防規則により、以下の 2 業務についてもクロロホルム等と同様に**有機溶剤作業主任者技能講習の修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任**しなければなりませんので、ご注意下さい。

①エチルベンゼン等に係る塗装の業務
(平成 25 年 1 月 1 日施行、平成 27 年 1 月 1 日から義務化)

② 1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務
(平成 25 年 10 月 1 日施行、平成 26 年 10 月 1 日から義務化)

【注】クロロホルム・1,4-ジオキサン・ジクロロメタン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・トリクロロエチレン・四塩化炭素・1,2-ジクロロエタン・スチレン・テトラクロロエチレン・メチルイソブチルケトン

留意事項

1. 申込書及び受講票の受講者氏名欄へ記入して下さい。
※欄は記入しないこと。
太線内は、修了証の記載事項になりますので、特に正確に記入して下さい。
2. 個人で申し込まれる方は申し込み確認のため事業主職氏名欄に署名をして、現住所
枠の下段に日中連絡の取れる電話番号をご記入下さい。

(修了証に使用します)

11月13日・14日 松本市会場

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習受講申込書

※受付時に申込書と写真を必ず提出してください。

- ◆正面 ◆上三分身 ◆脱帽
◆背景無地 ◆鮮明な写真に限る
※修了証に不適切なものは
再提出の場合があります。

フリガナ		生年月日	昭和・平成	※協会名	※受講No.
氏名			年 月 日生		
※字体等不明瞭な場合は後日交付になります。送料はご負担ください。					
旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (いずれかを○で囲む) 有 / 無					
併記を希望する氏名又は通称					
現住所 〒番号必須	〒 都・道・府・県			労働基準協会 会員関係	加入されている労働基準協会名を【 】内に必ずご記入下さい。 加入されていない場合は会員外に○をご記入下さい。 【 】 労働基準協会・会員外
(日中連絡がとれる電話番号) ※個人で受講される方のみご記入ください。				取り扱う物質 (該当を○で囲んで下さい)	特定化学物質・四アルキル鉛
上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日 〒					
事業場所在地		申込担当者所属			
事業場名		" 氏名			
事業主職氏名		TEL ()			
		FAX ()			

(一社) 長野県労働基準協会連合会長 殿

ご記入いただきました個人情報につきましては、労働安全衛生関係法令に基づき、講習修了の履歴、修了証の発行等を行うもので、個人情報保護法により、目的以外に使用すること、第三者への提供等は禁止されております。個人情報は当連合会が責任を持って厳重に管理しております。

協会使用欄	受講料	テキスト代	領収月日	領収者	受講番号
	¥15,400-	¥1,980- ⑤× ⑥入	/		

受講者氏名を記入し、切り取らないで下さい。

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習受講票

※初日は9時25分からオリエンテーションを行います

※協会名	※受講No.	受講者氏名	講習月日 R7年11月13日・14日 ※開講時間が両日とも異なりますのでご注意ください。 講習会場 松本安全衛生センター

※1日目は9時10分から、2日目は8時40分からこの受講票を提示して
受付を済ませて下さい。
※会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

※1日目		※2日目	
------	--	------	--

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

旧姓及び通称の記載を希望する方

技能講習修了証の氏名欄に旧姓及び通称の記載を希望する受講者は申込書への希望の有無を記入し、次のいずれかの写しを下記欄に貼付下さい。

旧姓＝戸籍謄本、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等
通称＝住民票等

旧姓・通称記載希望の方

・旧姓及び通称の併記に伴う必要書類等写し貼付欄

(糊づけしてください)

各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所在地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-11 岡谷商工会館 3 階 301 号室	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3 丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601

(一社) 長野県労働基準協会 連 合 会	〒380-0918 長野市アークス 2-3 ホームページ http://www.naganoroukiren.or.jp	026-223-0280・223-0277
-------------------------	---	-----------------------

会場案内図

所在地：松本市神林 7107-55 (松本臨空工業団地)
電話：0263-40-4411
交通：
松本インターより 8km、塩尻北インターより 7km
タクシー：JR 松本駅より約 25 分、平田駅より約 20 分
アルピコ交通バス：臨空工業団地入口下車 徒歩 20 分



第1駐車場が満車の時は第2駐車場へ駐車して下さい。